

# 許可のいるもの、いらなないもの（例）

項 目	製造に許可が必要	販売に許可が必要	届け出が必要なもの	備 考
①野菜	×	×	×	
②コンニャク	×	×	○	
③漬物	×	×	○	
④ひら餅	×	×	○	
⑤あん入り餅	○	×	×	菓子製造業
⑥クッキー等	○	×	×	菓子製造業
⑦寿司	○	×	×	飲食店営業
⑧むすび	○	×	×	飲食店営業
⑨味噌	○	×	×	みそ製造業
⑩そうざい (ふきの佃煮等)	○	×	×	そうざい製造業
⑪ジャム	×	×	○	
⑫食肉	-	○	×	食肉販売業
⑬魚介類	-	○	×	魚介類販売業
⑭加工水産物	○	○	×	加工水産物製造業、 加工水産物販売業
⑮豆腐	○	×	×	豆腐製造業

## 届出が必要なもの（営業許可不要）

### ○製造品目

漬物、こんにゃく、ひら餅、ジャム 等

### ○届出の流れ

製造開始届出⇒受理(保健所)⇒製造開始

### ○届出に必要なもの

- ①印鑑
- ②製造所平面図
- ③品目ごとの原材料配合分量表、製造工程、表示方法
- ④水質検査結果（井戸水を使用する場合、タンクがある場合）

※ 表示は、食品衛生法以外の法律（JAS法等）も確認が必要。